

可児市観光協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、可児市観光協会と称する。

(目的)

第2条 本協会は、可児市の魅力ある地域づくり並びに観光に関する事業の振興を図り、文化の向上と経済の伸長に資することを目的とする。

(事務所)

第3条 本協会の事務所を可児市役所観光課内に置く。

第2章 事業

(事業の内容)

第4条 本協会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致促進に関する事業
- (2) 観光情報の発信に関する事業
- (3) 観光の振興に関する事業
- (4) 観光物産の振興に関する事業
- (5) 観光資源の情報収集及び調査に関する事業
- (6) 観光各種行祭事の開催及び推進に関する事業
- (7) 可児市及び観光関係団体との観光事業に関する事業
- (8) その他本協会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 当協会に次の会員を置く (以下「会員」という。)

- (1) 正会員 観光事業に関係あるもの、又は本協会の目的及び趣旨に賛同する個人、法人、団体であつて当協会の会員となったもの
- (2) 賛助会員 本協会事業に賛同する個人、法人、団体とする。

(加入)

第6条 本協会に加入するものは、あらかじめ入会申込書を提出し、役員会の承認を得ることとする。

(任意脱会)

第7条 会員は、あらかじめ脱会届を提出することにより脱会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約やその他の規則に違反した場合
- (2) 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失)

第9条

第7条及び第8条の他、会員は下記のいずれかに該当するに至ったときは会員資格を喪失する。

- (1) 会費の納入（支払義務）の履行をしなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡、又は解散したとき。
- (3) 総会員が同意したとき。

第4章 会費

(会費の納入及び払戻)

第10条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費は、毎年総会開催日から9月末までに納入する。
- 3 年度の中途において脱会・除名・資格喪失における会費の払戻をしない。

第5章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 規約の制定及び改正
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 役員会において総会に付議した事項
- (7) その他総会で決議するものとして規約等に定められた事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めたとき、若しくは会員の3分の1以上の請求があったとき会長が招集する。

(議長)

第15条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故あるとき又は欠員のときは、あらかじめ会長が定める順位により副会長が議長となる。
- 3 会長及び副会長に事故あるとき又は欠員のときは、出席正会員の互選によって議長を定める。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を会長に提出しなければならない。
- 3 総会の招集通知に書面による議決権行使ができる旨の記載があるときは、議決権行使の書面を会長に提出しなければならない。
- 4 前2項3項の規約により議決権を行使するものは出席者とみなす。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した該当正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 当協会の理事に選任された者のうち、指名された議事録署名人2名が署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第19条 当協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上15名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち、1名を会長とし、2名以内を副会長とする。

(理事・監事の選任)

第20条 理事及び監事は、正会員及び観光事業に関する知識経験者の中から総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は理事又は職員の職を兼ねることはできない。

(役員職務)

第21条 会長は、法令及びこの規約で定めるところにより、当協会を代表し、その業務を遂行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規約の定めるところにより、職務を執行する。
- 4 監事は、本協会の会計を監査するとともに、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの規約で定めるところにより監査報告をする。また、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求める事ができる。

(役員任期)

第22条 本協会の理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは補充することができる。補充のため選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第 19 条の定数の定めにより、辞任及び退任後も新たに選任されたものが就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員 of 解任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 24 条 理事及び監事の役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会の定めるところにより報酬額を決定して支給することができる。

第 7 章 顧問・その他の機関

(顧問)

第 25 条 本協会に顧問を置くことができる。顧問は観光事業について学識経験あるものから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 顧問は理事会に出席し意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

3 顧問は無報酬とする。

(事務局・職員)

第 26 条 当協会の事務及び業務処理するため事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。職員は会長が任免する。

3 事務局の職員に事務長を置くことができる。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

5 職員は、会長の命を受け会務に従事する。

第 8 章 理事会

(構成)

第 27 条 当協会に理事会を置く

2 理事会は、全ての役員（理事・監事）をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は次の職務を行う。

(1) 当協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、監事の選定及び解職

(開催)

第 29 条 理事会は、事業年度ごとに、4 ヶ月を超える間隔で、2 回以上開催する。

(招集及び議長)

第 30 条 理事会は会長が招集し、議長は会長があたる。

2 会長が欠けたとき又は事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順位により副会長が理事会を招集し、議長は招集者があたる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議に対して特別の利害関係を有する理事を除く、理事の

過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議に監事は議決権を有しない。

(報告)

第32条 会長は、当協会が行う事業及び事業場の年度途中の経過及び予定、変更等の報告を行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事録を作成する。理事会に出席した会長及び他1名が、議事録に署名又は記名押印する。

第9章 会計

(事業年度)

第34条 当協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

2 承認を受けた書類は、通常総会に提出し、その報告をしなければならない。

3 監査報告の書類は、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(特別会計)

第37条 本協会は、収益事業又はその他の事由により必要があるときは、総会の議決により、特別会計を設けることができる。

(会計年度の出納閉鎖)

第38条 出納は、翌年度の4月30日までに閉鎖する。

2 閉鎖した日をもって会計を閉める。

第10章 観光案内所

(観光案内所)

第39条 当協会は、第4条の目的達成のため次の観光案内所及び収益事業所を設置することができる。

2 m a n o ショップ(子育て健康プラザm a n o 内)及び可児市観光交流館(兼山)の2ヶ所に観光案内所と物品販売所を設けて営業する。

附 則

1 本規約は、昭和53年4月1日から施行する。

2 本規約は、平成16年4月21日から施行する。

3 本規約は、平成18年5月19日から施行する。

- 4 本規約は、平成 19 年 5 月 22 日から施行する。
- 5 本規約は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。
- 6 本規約は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。
- 7 本規約は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。
- 8 本規約は、平成 30 年 4 月 26 日から施行する。
- 9 本規約は、令和 3 年 5 月 14 日から施行する。
- 10 本規約は、令和 4 年 5 月 24 日から施行する。
- 11 本規約は、令和 6 年 5 月 21 日から施行する。